

教育研究活動等の内容の大きな変更の届出について

「高等専門学校機関別認証評価実施大綱Ⅱ」における、教育研究活動等の内容の大きな変更の届出については、以下のとおりとします。

この届出については、当機構が実施した評価に係わる基本的な情報に変更された場合に届出を求めるものであり、評価結果で「改善を要する点」等として指摘したことに対して改善された事項について届出を求めるものではありませんので、ご留意願います。

なお、この届出の取扱いについて不明な点がある場合には、事前にご相談ください。

1. 届出を要する事項

○名称・所在地等に関すること

- ①高等専門学校の名称の変更
- ②所在地の変更（住居表示の変更は除きます。）
- ③設置者の変更

○目的に関すること

目的の変更（当機構の評価基準1でいう目的が変更された場合。主旨自体に関わりのない文言上の修正などの軽微な変更は除きます。）

○教育研究組織に関すること

教育研究に係る基本的な組織（学科、専攻科等）の変更（設置、廃止、名称の変更）

○学生の受入に関すること

- ①入学定員・収容定員の変更
- ②学生募集の停止
- ③入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の変更（機関としての大幅な方針変更を伴う場合。入学者選抜の内容、方法等の変更は除きます。）

○その他

その他、当機構の認証評価評価報告書の記載事項に係わるもので、特に重要な変更が生じている事項

2. 届出の方法

別紙1及び2を当機構のウェブサイトの以下の場所からダウンロードして、Eメール（kousen4@niad.ac.jp）にて当機構に届け出るものとします。

URL http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kousen/1179045_904.html

3. 届出の時期

原則、変更が生じた後の直近の4月15日～30日とします。

4. 届出受理後の当機構の対応

変更事項については、当機構のウェブサイトにその旨を掲載するものとします。

5. 届出を要する期間

認証評価を受けた年度の翌年度から7年とします（ただし、大綱に変更があった場合はこの限りではありません）。

また、7年以内に当機構の認証評価を受けた場合には、その年度までとします。